

移行法人の解散に伴う手続について

平成 28 年 10 月

1. 移行法人の解散

行政庁から移行認可を受けて特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち、移行時に純資産相当額があり、公益目的支出計画を実施中の法人（移行法人）が法人法第 148 条又は第 202 条に掲げる事由により解散した場合は、清算手続を開始することになります*（法人法第 206 条第 1 号）。また、一部の事由による場合を除き、解散後 2 週間以内に解散の登記をしなければなりません（法人法第 308 条第 1 項）。

※合併により解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除きます。

2. 解散の届出（整備法第 125 条第 3 項第 5 号）

移行法人が解散したときは、遅滞なく、認可行政庁に解散の届出をしなければなりません。なお、合併による解散の場合は必要な手続きが異なります。詳しくは認可行政庁にお尋ねください。

提出書類
・ 解散届出書【整備規則 様式第 7 号】 ※ 記載事項：解散の日、解散の事由、清算人の連絡先
・ 解散の事由を明らかにする書類（整備規則第 37 条第 2 項） ※ 解散及び清算人等が登記された登記事項証明書、解散に関する法人の意思決定を証する書類（社員総会、理事会の議事録等）など

3. 債権者に対する公告等（法人法第 233 条第 1 項）

清算法人は、解散した後遅滞なく、債権者に対し、一定の期間（2 か月以上の期間）内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、既に知っている債権者には各々に催告しなければなりません。

4. 残余財産の確定

※債務超過が明らかになった場合は破産手続に移行します（法人法第 215 条第 1 項）。

5. 残余財産の帰属先承認の申請（公益目的財産残額がある場合） （整備法第 130 条）

移行法人が清算する場合において、公益目的財産残額があるときは、残余財産のうち公益目的財産残額に相当する額の財産（残余財産の額が公益目的財産残額を下回っているときは、残余財産）については、認可行政庁の承認を受けて、認定法第 5 条第 17 号に規定する者に帰属させなければなりません。

残余財産の額が確定した後、認可行政庁に残余財産の帰属先承認の申請をし、残余財産の処分の承認を受けてから、残余財産の引渡しを行います。

提出書類
・ 残余財産帰属先承認申請書【整備規則 様式第 11 号】 ※ 記載事項：解散の届出をした日、残余財産の確定した日における公益目的財産残額、残余財産の額、帰属させる財産の内容、帰属先となる法人の住所・名称・種別

<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余財産の処分方法及びその理由を記載した書類 (整備規則第 48 条第 2 項第 1 号)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余財産の確定した日における公益目的財産残額及びその計算を明らかにする書類 (整備規則第 48 条第 2 項第 2 号)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人法第 239 条第 2 項の規定 (社員総会又は評議員会の決議) により残余財産を帰属させる法人を定める場合は、当該帰属させる法人を定めた社員総会又は評議員会の議事録 (整備規則第 48 条第 2 項第 3 号)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余財産を帰属させる法人の登記事項証明書 (残余財産の帰属先が国又は地方公共団体である場合を除く。) (整備規則第 48 条第 2 項第 4 号)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余財産を帰属させる法人が認定法第 5 条第 17 号トの場合、その旨を証する書類 (整備規則第 48 条第 2 項第 5 号)
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他認可行政庁が必要と認める書類 (整備規則第 48 条第 2 項第 6 号)

認可行政庁による残余財産の処分の承認 (整備法第 130 条)

6. 公益目的財産残額に相当する額の財産の引渡し (整備法第 130 条)

7. 清算の終了 (法人法第 240 条)

清算人は、清算の事務が終了したときは、遅滞なく決算報告を作成し、(清算人会設置法人の場合には、清算人会の承認を受けた上で、) 社員総会又は評議員会の承認を受けなければなりません。また、社員総会又は評議員会で決算報告が承認された日から 2 週間以内に、清算終了の登記をする必要があります (法人法第 311 条)。

認可行政庁に解散の届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合は、50 万円以下の過料に処されます (整備法第 151 条第 1 号)。

また、清算する場合に公益目的財産残額があるときは、整備法第 130 条に基づき、当該公益目的財産残額に相当する額の財産を認定法第 5 条第 17 号に規定する者に帰属させなければならず、これに違反すると清算人等が特別背任罪に処されるおそれがあります (法人法第 334 条第 2 項)。

※ 法人法……一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成 18 年法律第 48 号)

認定法……公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成 18 年法律第 49 号)

整備法……一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 18 年法律第 50 号)

整備規則……一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則 (平成 20 年内閣府令第 28 号)